

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年10月1日
(第66期)	至	2022年9月30日

株式会社 タカトリ

奈良県橿原市新堂町313番地の1

(E01715)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	9
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	10
4. 経営上の重要な契約等	14
5. 研究開発活動	15
第3 設備の状況	16
1. 設備投資等の概要	16
2. 主要な設備の状況	16
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	17
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 所有者別状況	17
(6) 大株主の状況	18
(7) 議決権の状況	18
2. 自己株式の取得等の状況	19
3. 配当政策	20
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	21
第5 経理の状況	41
1. 連結財務諸表等	42
(1) 連結財務諸表	42
(2) その他	73
2. 財務諸表等	74
(1) 財務諸表	74
(2) 主な資産及び負債の内容	84
(3) その他	84
第6 提出会社の株式事務の概要	85
第7 提出会社の参考情報	86
1. 提出会社の親会社等の情報	86
2. その他の参考情報	86
第二部 提出会社の保証会社等の情報	87

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年12月26日
【事業年度】	第66期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 誠
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744（24）8580
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 岡島 史幸
【最寄りの連絡場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744（24）8580
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 岡島 史幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

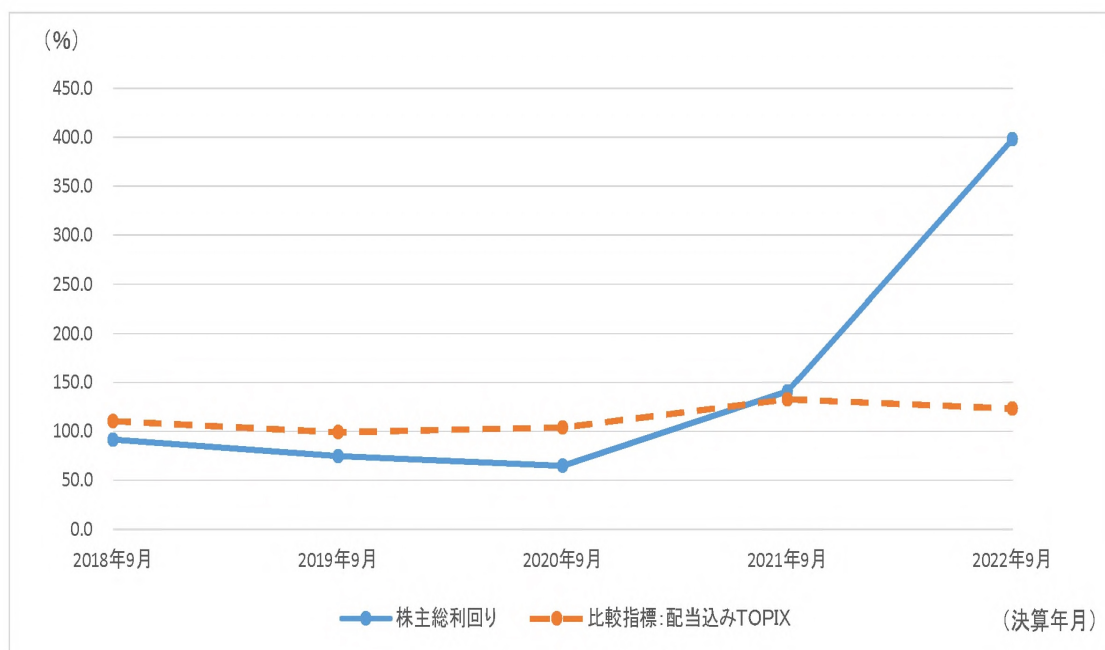
回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高 (千円)	7,263,062	5,324,119	4,857,598	6,528,778	10,223,476
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	470,014	59,184	△19,574	490,541	1,462,290
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	393,352	100,644	△127,697	377,725	1,028,337
包括利益 (千円)	383,713	80,484	△102,933	393,985	1,022,403
純資産額 (千円)	5,326,762	5,341,722	5,168,335	5,507,662	6,406,934
総資産額 (千円)	8,685,245	8,480,511	8,533,136	10,950,616	12,664,147
1株当たり純資産額 (円)	975.53	978.27	946.51	1,008.67	1,173.39
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	72.04	18.43	△23.39	69.18	188.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.3	63.0	60.6	50.3	50.6
自己資本利益率 (%)	7.6	1.9	—	7.1	17.3
株価収益率 (倍)	10.00	31.30	—	15.70	16.60
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△328,563	△373,474	358,031	1,106,080	252,979
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△141,963	△216,291	△280,155	58,192	△290,378
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△216,891	734,099	440,435	△462,835	11,279
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,718,679	1,851,904	2,369,523	3,071,334	3,056,406
従業員数 (人)	212	210	211	203	198
(外、平均臨時雇用者数)	(44)	(42)	(46)	(48)	(81)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、第62期、第63期、第65期及び第66期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第64期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第64期の自己資本利益率及び株価収益率につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、従業員数欄の(外書)は臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等につきましては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	2018年 9 月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月
売上高 (千円)	7,263,062	5,314,412	4,857,734	6,536,506	10,266,277
経常利益 (千円)	509,068	67,400	26,660	520,715	1,414,955
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	432,406	108,941	△124,845	422,503	1,005,005
資本金 (千円)	963,230	963,230	963,230	963,230	963,230
発行済株式総数 (株)	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490
純資産額 (千円)	5,346,555	5,385,224	5,212,569	5,587,250	6,451,110
総資産額 (千円)	8,703,669	8,522,842	8,577,020	11,007,165	12,652,794
1株当たり純資産額 (円)	979.15	986.23	954.61	1,023.24	1,181.48
1株当たり配当額 (円)	12.00	10.00	10.00	15.00	30.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	79.19	19.95	△22.86	77.38	184.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.4	63.2	60.8	50.8	51.0
自己資本利益率 (%)	8.4	2.0	—	7.8	16.7
株価収益率 (倍)	9.10	28.90	—	14.00	17.00
配当性向 (%)	15.2	50.1	—	19.4	16.3
従業員数 (人)	210	207	208	200	195
(外、平均臨時雇用者数)	(44)	(42)	(46)	(48)	(81)
株主総利回り (%)	91.5	74.7	65.0	141.0	398.0
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(110.8)	(99.3)	(104.2)	(132.9)	(123.4)
最高株価 (円)	1,038	784	706	1,335	3,675
最低株価 (円)	629	425	315	443	990

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、第62期、第63期、第65期及び第66期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第64期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第64期の自己資本利益率、株価収益率並びに配当性向につきましては、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員数表示しております。なお、従業員数欄の(外書)は臨時従業員数の年間平均雇用人員数であります。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前につきましては、東京証券取引所(市場第二部)におけるものであり、2022年4月4日以降の株価につきましては、東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等につきましては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 株主総利回り及び参考指標(配当込みTOPIX)の最近5年間の推移は以下のとおりであります。



2 【沿革】

年月	事項
1956年10月	奈良県大和高田市旭南町に資本金 800千円をもって、(株)高鳥機械製作所を設立。 繊維機械の製造・販売を開始。
1964年 5 月	商号を(株)タカトリ機械製作所に変更、奈良県大和高田市旭南町に新社屋竣工。（2006年 4 月売却）
1968年 3 月	奈良県橿原市新堂町に橿原工場（現 本社工場）を新設。
1968年 5 月	ツマ先自動縫製機トウクロザーを開発。
1972年 3 月	股上自動縫製機ラインクロザーを開発。
1972年 4 月	大阪支店（大阪市東区）を開設。（1991年 6 月廃止）
1972年 5 月	海外代理店と契約を行い、本格的輸出を開始。
1973年 3 月	東京営業所（東京都中央区）を開設。（1975年 3 月廃止）
1973年 5 月	関連会社広栄商事(株)を設立。（後にタカトリ機工(株)に商号変更）
1978年 2 月	関連会社(株)タカトリサービスセンターを設立。
1978年 6 月	東京重機工業(株)（現 J U K I (株)）と「ポケットロ自動縫製機」の製造販売で技術提携を行い、 アパレル機器分野に進出。（2006年 3 月技術提携解消）
1983年10月	半導体機器分野に進出。
1985年 9 月	関連会社(株)タカトリハイテック、子会社(株)タカトリセイコーを設立。
1985年 9 月	東京営業所（東京都調布市）を開設。
1986年 6 月	全自動ウェーハ表面保護テープ貼り機・剥し機である A T M ・ A T R Mを開発。
1986年10月	商号を(株)タカトリに変更。
1986年12月	米国デラウェア州に子会社タカトリインテックコーポレーションを設立。（1991年 9 月解散）
1987年 7 月	奈良県ハイテック工場団地協同組合（現 代表理事 岡島史幸）を設立。
1988年11月	東京営業所を埼玉県大宮市に移転。
1988年12月	橿原新工場竣工（現 本社工場）。
1989年 3 月	アパレル自動裁断システム T A Cを開発。
1989年 4 月	液晶機器である T A B 圧着機を開発。
1990年 4 月	M W S （マルチワイヤーソー）を開発。
1990年 7 月	橿原事業所新社屋竣工（現 本社）。
1991年 8 月	液晶モジュールの組立開始。（2005年 3 月液晶モジュール組立事業廃止）
1992年 2 月	(株)タカトリハイテック、(株)タカトリセイコーを吸収合併。
1993年 1 月	タカトリ機工(株)、(株)タカトリサービスセンターを吸収合併。
1993年 9 月	第三者割当増資を実施、資本金 663百万円となる。
1994年 1 月	本社を奈良県橿原市新堂町に移転。
1996年 4 月	九州営業所（熊本県菊池郡）を開設。（2007年 8 月熊本県合志市に移転及び2019年 1 月閉鎖）
1998年 3 月	本社工場増築竣工。
1999年12月	液晶機器事業部門を本社及び本社工場から高田工場に移転。（2002年 4 月本社及び本社工場に移転）
2000年 4 月	大阪証券取引所新市場部上場。一般募集による増資により、資本金924百万円となる。
2000年 4 月	台湾に子会社台湾高鳥股份有限公司を設立。（2003年 7 月解散）
2000年10月	東京営業所を東京支店に昇格。
2001年 5 月	東京支店を東京都中央区に移転。（2002年 4 月廃止）
2001年 5 月	上海駐在員事務所を開設。（2002年 5 月閉鎖）
2001年10月	大阪証券取引所市場第二部に指定。
2004年 4 月	中国・上海市に上海高鳥機電科技有限公司を設立。（2009年 5 月全持分譲渡）
2005年10月	設立50周年を期に企業理念改訂。
2006年 1 月	戦略的コア技術として「7つのコア技術」を明確化、技術開発スローガンの設定。

年月	事項
2008年 2 月	株式会社エムテーシーの株式を取得し（出資比率34.6%）関連会社化し、業務提携を開始。 （2019年11月業務提携を解消）
2008年 4 月	ウインテスト株式会社の第三者割当増資を引受け（出資比率43.7%）関連会社化し、業務提携を開始。（2015年 6 月業務提携を解消）
2010年 4 月	経済産業省「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」に参加。
2010年 6 月	経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択。
2010年 6 月	MW S（マルチワイヤーソー）展示場「スライシングラボ」を設置。
2012年 2 月	MW S（マルチワイヤーソー）の開発において「第4回ものづくり日本大賞」特別賞受賞。
2012年 6 月	徳島県工業技術センターが所管する産業技術共同研究センター内に徳島研究所を開設。
2013年 1 月	本社内に新工場竣工。
2013年 7 月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第二部から東京証券取引所市場第二部に指定。
2013年10月	医療機器分野に進出。
2015年 6 月	医療機器製造業登録並びに第一種医療機器製造販売業許可を取得。
2016年 8 月	厚生労働省より医療機器の製造販売承認を取得。
2017年 4 月	高鳥（常熟）精密機械有限公司（現・連結子会社）を設立
2020年 5 月	戦略的コア技術としての「7つのコア技術」を「8つのコア技術」として技術開発スローガンの改訂。
2020年 6 月	経済産業省「戦略的基盤技術高度化支援事業」の採択
2021年 3 月	徳島営業所（徳島県徳島市）を開設。
2022年 4 月	東京証券取引所市場区分再編に伴い、東京証券取引所スタンダード市場に指定

3 【事業の内容】

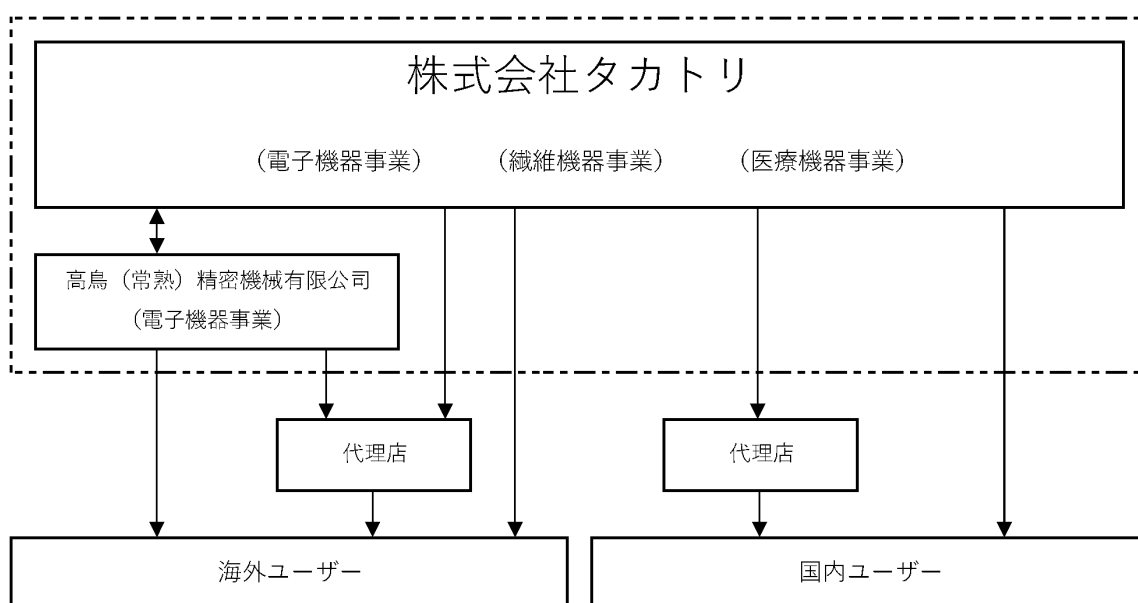
当社グループは、当社及び連結子会社1社（高鳥(常熟)精密機械有限公司）で構成されており、電子機器及び繊維機器、医療機器の開発、製造、販売を主たる業務としております。

なお、下記の事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社グループの事業内容及び当社グループの当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

- (1) 電子機器事業… 主要な製品は、ディスプレイ製造機器、半導体製造機器、新素材加工機器であり、当社グループが製造、販売を行っております。
- (2) 繊維機器事業… 主要な製品は、自動裁断機であり、当社が製造、販売を行っております。
- (3) 医療機器事業… 主要な製品は、難治性胸腹水の外来治療を可能とするモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置であり、当社が製造、販売及び開発を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
(連結子会社) 高鳥（常熟） 精密機械有限公司 (注)	中国 江蘇省 常熟市	200百万円 (1,800千 米ドル)	電子機器事業	100.0%	・電子部品製造装置の 製造、販売

(注) 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）	
電子機器事業	132	(44)
繊維機器事業	7	(2)
医療機器事業	17	(2)
全社（共通）	42	(33)
合計	198	(81)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社（共通）は、特定の事業に区分できない管理部門等の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
195名 (81名)	43歳2ヶ月	16年9ヶ月	6,245,388

セグメントの名称	従業員数（名）	
電子機器事業	129	(44)
繊維機器事業	7	(2)
医療機器事業	17	(2)
全社（共通）	42	(33)
合計	195	(81)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社（共通）は、特定の事業に区分できない管理部門等の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「創造と開拓」の社是と「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」の企業理念のもと、ユーザーニーズを先取りした新規特徴製品の開発、高精度・高品質を目指した高付加価値製品の開発及び将来成長が期待できる製品の創出を行う「開発先行型企业」を目指しております。

(2) 経営戦略等

当社グループの中長期における経営戦略は、ますます厳しさを増すグローバル競争に勝ち抜くため、原価力の強化を重要課題の一つとして位置づけ、中国での現地生産及び海外調達比率を高めるなど競合・競争戦略を見つめ直し更なる高収益体質づくりを推進することにより、売上・収益ともに県下ナンバーワン企業へと発展することを目指します。

また、基本方針といたしましては(i)顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う(ii)オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う(iii)組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行うを掲げて、企業価値をより一層高めるとともに確固たる企業基盤を築き、当社の経営ビジョンであります「信頼されるタカトリ」を目指します。

●コア技術の更なる強化

当社グループの戦略的コア技術である「8つのコア技術」(貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離)の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T” Technology Trust Teamwork」のもと、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「8つのコア技術」をベースに(i)有望事業機会を目指した技術力の強化(ii)強い技術の他製品への水平展開(iii)他社との技術提携及び協業化による新製品の開発(iv)既存製品の進化などに積極的に取り組んでまいります。

●内部管理体制の強化及びリスク・マネジメントの強化

会社法で定められた「株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」を確立するため、内部統制システムの構築を核に、リスク・マネジメントの強化による危機管理(危機防止)の浸透、コンプライアンスの周知徹底等を推進いたします。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、安定した利益率の確保と財務体質の強化を目指して経営努力をしております。

具体的には、ROE(自己資本当期純利益率)10%以上、売上高総利益率の向上を目標に、安定した収益体質の確立を目指しております。

(4) 経営環境及び事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが関わる電子部品業界につきましては、ディスプレイの主要な生産国である中国市場におきまして、現地装置メーカーと競合する機会が増え、偏光板貼付け関連装置の受注機会に影響が出ておりますが、一方で、車載向け3D曲面パネル対応をはじめとする真空貼合機の受注機会は増加するものと予想されます。

半導体市場につきましては、メモリ業界の業績見通しが厳しくなるなど、品目によって市況に差が出て来ているものの、大容量高速通信規格5Gの普及や、パワーICをはじめとする自動車向けの各種ICの供給不足が続くことから、装置需要は引き続き堅調に推移するものと予想されます。

新素材加工機器につきましては、世界的な脱炭素社会・スマート社会実現に向けパワー半導体需要は拡大しており、今後もIoTの普及、自動車の電動化が市場を牽引し、パワー半導体市場の増加基調が続くと予測されます。

繊維機器市場につきましては、脱炭素化社会の実現への取り組みの中、炭素繊維で作られた自動車部品等の非アパレル分野において、炭素繊維、高機能ポリエチレン繊維など高付加価値材料へのニーズが拡大するものと予測されます。

医療機器市場につきましては、医療機器のODM市場の拡大が見込まれます。また、カテーテル製造装置は、生産工程の自動化・省力化へのニーズ拡大により、需要が堅調に推移するものと予想されます。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上課題

より高精細・低価格という顧客の要望に応えるべく、常に原価力の強化を意識し、オリジナル製品の開発を引き続き行っていくと同時に、お客様の発展に応えるべく「この世に無いモノを造るのがタカトリである」ことを我々の企業価値と捉え、世界を舞台として挑戦し、常に時代に先駆け、お客様の多様化するニーズに、当社独自の技術でソリューションを提供してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 部材等の調達による影響

当社グループの製品を構成する鉄、アルミ、樹脂等の主要部材の価格高騰が業績に影響を及ぼす可能性があります。また、半導体を始めとする一部の部材につきましては需要集中等による供給不足や供給業者の被災及び事故等による供給中断が発生する可能性があります。当社グループとしましては、安定的な調達のために複数供給者からの購入体制をとる等の対応に努めてまいりますが、長期にわたり部材の入手が困難な場合、生産が不安定となり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場変動による影響

当社グループの属する電子部品製造装置市場では、一般的な経済的不況に加え電子部品業界の設備投資動向や電子部品の需給環境の影響を大きく受けてまいりました。半導体市場においてはシリコンサイクル、液晶市場においてはクリスタルサイクルと呼ばれるサイクルにより景気が左右され、過去に繰り返し影響を受けてまいりましたが、当社グループではこのような市場環境においても利益が計上できる体質になるように努力してまいりましたが、今後もこのような市場環境によって受注高及び売上高が減少することにより当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業戦略による影響

当社グループの属する電子部品製造装置市場では、革新的な技術の進歩への対応とともに厳しい販売価格競争があります。当社グループでは、高付加価値製品の開発の強化や材料メーカー及び周辺装置メーカーとの連携等を展開しておりますが、競争激化による販売価格下落、技術革新による当社グループ既存製品の陳腐化、当社グループ新製品の市場投入のタイミング等により当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他の影響

当社グループが事業を遂行していく上で上記のリスク以外に、世界各地域における経済環境、自然災害、戦争・テロ、感染症、法令の改正や政府の規制、購入品の価格高騰、重要な人材の喪失等の影響を受けることが想定され、場合によっては当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの影響につきましては、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。各地域での感染拡大の収束、経済活動再開に伴い当社グループの需要は徐々に回復していくものと想定しております。

こうした状況も踏まえ、当社グループの業績への影響は限定的なものに留まるといった仮定のもと、当連結会計年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当期の経営成績の概況

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と売上高の会計処理が異なっておりますが、影響が軽微であることから経営成績に関する説明におきまして増減額及び前期比はそのまま比較表記しております。

①経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、米国では、良好な雇用・所得環境や企業収益などにより堅調に推移しております。一方、金融引き締め策が一段と強化される方向性が鮮明となっており、株価下落やローン金利の上昇など金融環境が引き締まることで、底堅く推移していた個人消費も再び減速し、景気後退のリスクへの警戒は怠れない状況となっております。欧州では、ロシア産天然ガスの供給不安に加え、フランスでの原発稼働率の低下等に伴う電力需給ひっ迫などを背景に電力価格が高騰しております。企業では電力価格高騰等の生産コストの増加が収益の圧迫要因となり、コスト増加の一部は販売価格へ転嫁されるなど物価上昇による影響から、回復傾向にあった景気は厳しい局面に直面する状況となっております。中国では、ロックダウン後の生産活動の回復が景気の押し上げ要因となるものの、世界経済の減速から景気の持ち直しペースは緩やかなものとなっております。また一定の行動制限が残ることや世界経済の減速により景気の本格的な回復には時間を要する状況となっております。

一方、国内経済は、個人消費が活動制限の緩和を受けて、サービス業を中心に回復傾向にあります。また企業収益につきましても、経済活動の正常化や生産活動の回復を背景に資源高や円安の進行に伴うコスト増はあるものの堅調に推移しており、景気は持ち直し傾向にあります。

このような経済環境の中、当社グループが関わる電子部品業界につきましては、環境対策、省エネルギーのニーズに向けた自動車のEV化や、ロジック・ファウンドリー（半導体受託製造）の旺盛な投資に加え、スマートフォン需要に一段落がみられるものの、通信基地局やデータセンターの通信部品需要、IoTや自動車関連向けセンサー投資に牽引され、市場環境は堅調に推移しております。

このような状況の中、電子機器事業につきましては電子部品の供給停滞状況の長期化等の懸念があるものの堅調に推移いたしました。また、繊維機器事業及び医療機器事業につきましては低調に推移いたしました。

損益面につきましては、電子機器事業の受注・売上が順調に推移したこと、さらに、製造コストの低減及び諸経費の圧縮に努めたことなどの理由により、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前年実績を上回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,223百万円（前連結会計年度比56.6%増）となり、営業利益は1,351百万円（同246.5%増）、経常利益は1,462百万円（同198.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,028百万円（同172.2%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（電子機器事業）

ディスプレイ製造機器では、回復傾向にあったディスプレイパネル販売量がコロナ禍の巣ごもり需要の一段落により落ち込み始めたことを受け、偏光板貼付け関連装置の投資計画を延期するパネルメーカーが相次ぎ、低調に推移いたしました。

このような状況の中、販売額は減少いたしました。

半導体製造機器では、コロナ禍でのリモートワークの拡大による通信インフラ用ICチップ及び電子部品の需要の高まりや、自動車電動化や機器の省電力化に不可欠なパワーICの需要が引き続き拡大するなど、国内市場、海外市場とも堅調に推移いたしました。

このような状況の中、販売額は増加いたしました。

新素材加工機器では、世界的に脱炭素社会・スマート社会に向けパワー半導体の需要が高まっている中、パワー半導体向けSiC材料切断加工装置の商品力が市場に評価され、高いマーケットシェアを維持していること等により、好調に推移いたしました。

このような状況の中、販売額は大幅に増加いたしました。

その結果、売上高は9,946百万円（同64.5%増）、セグメント利益1,516百万円（同221.8%増）となりました。

(繊維機器事業)

繊維機器事業では、アパレル市場において新型コロナの影響が根強く続いており、設備投資の延期、中止が続いております。また、炭素繊維裁断機市場におきましても、先行きの不透明感から市場環境の改善はみられず、同様に一般産業素材向け裁断機におきましても低調に推移いたしました。

このような状況の中、販売額は減少いたしました。

その結果、売上高は190百万円（同34.4%減）、セグメント損失23百万円（前連結会計年度はセグメント損失1百万円）となりました。

(医療機器事業)

医療機器事業では、新型コロナの影響による部品の長納期化から、新規ODMの保留や先送りにより受注活動は低調に推移いたしました。販売活動につきましては、「胸腹水濾過濃縮装置M-CART」の医療機関への販売及びレンタル、試用貸出しを行いました。また、国内の医療機器メーカーより医療機器開発を受託し「体外循環装置用遠心ポンプ駆動装置」の製造販売承認を取得いたしました。

このような状況の中、販売額は減少いたしました。

その結果、売上高は86百万円（同54.8%減）、セグメント損失141百万円（前連結会計年度はセグメント損失79百万円）となりました。

②財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,713百万円増加し、12,664百万円（前連結会計年度末は10,950百万円）となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,541百万円増加し、9,685百万円（前連結会計年度末は8,143百万円）となりました。主な内訳は現金及び預金3,066百万円、受取手形、売掛金及び契約資産2,786百万円であります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて171百万円増加し、2,978百万円（前連結会計年度末は2,807百万円）となりました。主な内訳は建物及び構築物が993百万円、土地781百万円、投資有価証券617百万円であります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて814百万円増加し、6,257百万円（前連結会計年度末は5,442百万円）となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて938百万円増加し、6,040百万円（前連結会計年度末は5,101百万円）となりました。主な内訳は買掛金1,266百万円、電子記録債務1,561百万円、短期借入金1,500百万円であります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて124百万円減少し、217百万円（前連結会計年度末は341百万円）となりました。主な内訳は長期借入金160百万円、資産除去債務32百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べて899百万円増加し、6,406百万円（前連結会計年度末は5,507百万円）となりました。主な内訳は資本金963百万円、資本剰余金1,352百万円、利益剰余金4,064百万円であります。

この結果、自己資本比率は50.6%となりました。

(2) 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて14百万円減少し、3,056百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は252百万円（前連結会計年度は1,106百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益1,462百万円、売上債権の増加額が218百万円、棚卸資産の増加額が706百万円、仕入債務の増加額が1,027百万円、契約負債の減少額が946百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は290百万円（前連結会計年度は58百万円の収入）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出303百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は11百万円（前連結会計年度は462百万円の支出）となりました。これは主に、短期借入れによる収入300百万円、長期借入金の返済による支出194百万円、配当金の支払額81百万円等によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	9,946,355	170.3
繊維機器事業	190,624	65.6
医療機器事業	86,495	45.2
合計	10,223,476	161.7

（注）金額は販売価格によっております。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	24,681,445	265.8	19,587,966	403.6
繊維機器事業	203,355	81.1	50,170	134.0
医療機器事業	208,562	96.7	168,259	364.3
合計	25,093,362	257.3	19,806,396	401.2

（注）電子機器事業部の実績に著しい変動がありました。その内容につきましては、「(1) 当期の経営成績の概況①経営成績の状況」をご覧ください。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	9,946,355	164.5
繊維機器事業	190,624	65.6
医療機器事業	86,495	45.2
合計	10,223,476	156.6

（注）1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 （自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）		当連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
東栄電子有限公司	—	—	3,349,161	32.8

2. 前連結会計年度の東栄電子有限公司に対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

重要な会計方針及び見積りにつきましては、「第5 経理の状況 注記事項 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

経営成績の分析については、3「経営者による財政状態、経営成績等及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

b. 財政状態の分析

財政状態の分析については、3「経営者による財政状態、経営成績等及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、3「経営者による財政状態、経営成績等及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、2「事業等のリスク」をご参照ください。

e. 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、主として内部資金により充当し、必要に応じて金融機関からの借入を実施することを基本方針としております。当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,056百万円あります。資金の流動性については、3「経営者による財政状態、経営成績等及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

f. 経営上の目標の達成状況

当社の収益目標であるROE10.0%に対して、当連結会計年度におけるROEは17.3%となりました。引き続き、厳しい市場環境に屈することなく、企業価値を高め、持続的な成長を図ります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、3「経営者による財政状態、経営成績等及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社グループの重要な会計方針については、すべて「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）、（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 販売契約について

提携先	提携内容	備考	契約期間
東栄電子有限公司	新素材加工装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2001年10月3日 至2003年10月2日 (以後1年毎に自動更新)
Grinding Technology, Inc.	新素材加工装置・半導体製造装置のアメリカ合衆国・カナダ・欧州での販売に関する事項	販売代理店契約	自1998年1月1日 至2003年12月31日 (以後1年毎に自動更新)
KROMAX INTERNATIONAL CORP.	ディスプレイ製造装置の中国・台湾での販売に関する事項	販売代理店契約	自2006年9月1日 至2007年8月31日 (以後1年毎に自動更新)
MILLICE PRIVATE LIMITED	半導体製造装置のシンガポール・マレーシア等での販売に関する事項	販売代理店契約	自2012年2月10日 至2013年2月9日 (以後1年毎に自動更新)
Apex-i International Co., Ltd	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2015年11月1日 至2016年10月31日 (以後1年毎に自動更新)
TOYO ADTEC PTE. LTD	半導体製造装置の中国・台湾・フィリピンでの販売に関する事項 新素材加工装置の台湾での販売に関する事項	販売代理店契約	自2015年11月1日 至2016年10月31日 (以後1年毎に自動更新)
Double Dragons Industrial Group Co., LTD.	ディスプレイ製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2016年5月1日 至2017年4月30日 (以後1年毎に自動更新)
SUZHOU WCD SMART EQUIPMENT CO., LTD.	ディスプレイ製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2016年11月1日 至2017年10月31日 (以後1年毎に自動更新)
東栄電子有限公司	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2017年2月1日 至2018年1月31日 (以後1年毎に自動更新)
日上億科技有限公司	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2017年12月1日 至2018年11月30日 (以後1年毎に自動更新)
SUZHOU JIAZHENHUA ELECTRONICS TECHNOLOGY CO., LTD	半導体製造装置の中国での販売に関する事項	販売代理店契約	自2017年12月1日 至2018年11月30日 (以後1年毎に自動更新)

(2) 共同開発契約について

提携先	契約内容	契約期間
株式会社メムス・コア	MEMS 製造装置及び機器の共同開発	自2005年10月1日 至2007年9月30日 (以後1年毎に自動更新)

5【研究開発活動】

当連結会計年度においては、各部門における新製品・新技術の開発と既存製品の改良・改善を柱とし、当社グループの戦略的コア技術である「8つのコア技術（貼付、真空、搬送、切断、制御、研磨、計測、剥離）」をベースに有望事業機会と結びついた重点強化技術の開発、強い技術の他製品への水平展開を行っております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は73百万円であり、セグメント別の主な開発内容は次のとおりであります。

(1) 電子機器事業

当事業に係る研究開発費は72百万円であります。

① ディスプレイ製造機器

E Vの普及拡大と共に受注機会が増えるとみられる車載向け3D曲面パネル用真空貼合機の付加価値を更に高める技術の研究開発活動を進めています。また、全固体電池製造関連装置の研究開発活動も継続して行います。

② 半導体製造機器

半導体製造機器に関する研究開発活動としては、世界的な原材料費、燃料費の高騰や人手不足の中、ランニングコストやオペレーティングコストの低減を実現する省力化、省人化技術の開発、および装置の低コスト化に力を注いでおります。今後もこの動きを強化し、圧倒的な競争力を有する商品づくりを目指します。

③ 新素材加工機器

新素材製造機器においては、SiC材料切断加工に対するランニングコスト低減化及び省人化提案する為の開発に力を注いで参ります。

(2) 繊維機器事業

当事業に係る研究開発費用はありませんでした。

(3) 医療機器事業

当事業に係る研究開発費用は0百万円であります。

医療機器事業では、国内の医療機器メーカーとの共同開発契約に基づき、ODM受託による医療機器開発を進めております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、コロナ禍での業務効率の維持・向上に重点を置き、合わせて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資等の総額は82百万円であり、セグメント別に示すと次のとおりであります。

(1) 電子機器事業

当連結会計年度においては、主に装置用金型やノートパソコンなど総額75百万円の設備投資を実施しました。

(2) 繊維機器事業

当連結会計年度においては、主にノートパソコンなど総額6百万円の設備投資を実施しました。

(3) 医療機器事業

当連結会計年度においては、主にレンタル販売用「胸腹水濾過濃縮装置M-CART」、装置用金型など0百万円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名 称	設 備 の 内 容	帳簿価額							従業員数 (人)	
			建 物 (千 円)	構 築 物 (千円)	機 械 及 び 装 置 (千 円)	車 両 運 搬 具 (千円)	工 具 、 器 具 及 び 備 品 (千 円)	土 地 (千 円) (面積㎡)	リ ー ス 資 産 (千円)		合 計 (千 円)
本社及び 本社工場 (奈良県 橿原市)	電子機器事業 繊維機器事業 医療機器事業	統括業務施設 販売設備 電子機器製造 設備 繊維機器製造 設備 医療機器製造 設備	959,584	33,735	92,914	0	41,856	781,479 (36,835.59)	11,333	1,920,903	195 (81)

(注) 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 在外子会社

2022年9月30日現在

会 社 名	事 業 所 名 (所 在 地)	セグメントの 名 称	設 備 の 内 容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建 物 及 び 構 築 物 (千中国元)	工具、器具 及 び 備 品 (千中国元)	土 地 (千中国元) (面積㎡)	リ ー ス 資 産 (千中国元)	合 計 (千中国元)	
高鳥(常熟) 精密機械 有限公司	中国 江蘇省常熟市	電子機器事業	営 業 所 及 び 工 場	—	2,020	— (—)	—	2,020	3

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設及び除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2022年9月30日）	提出日現在発行数（株） （2022年12月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,491,490	5,491,490	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,491,490	5,491,490	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライププランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額（千円）	資本準備金 残高（千円）
2005年10月1日～ 2006年9月30日 （注）	94	5,491	38,540	963,230	38,540	1,352,321

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(5)【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	6	28	51	19	9	5,270	5,383	－
所有株式数 （単元）	－	2,959	1,794	9,806	1,775	23	38,500	54,857	5,790
所有株式数の 割合（％）	－	5.39	3.27	17.88	3.24	0.04	70.18	100.00	－

（注）自己株式31,286株は、「個人その他」に312単元、「単元未満株式の状況」に86株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
有限会社コトブキ産業	奈良県香芝市関屋1516-9	347	6.37
タカトリ共栄会	奈良県橿原市新堂町313-1	311	5.70
西村幸子	大阪市平野区	189	3.47
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3-3-23	187	3.43
岡島恵子	奈良県香芝市	167	3.07
仙波周子	大阪市中央区	163	2.99
高島政廣	奈良県香芝市	153	2.81
株式会社南都銀行 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	奈良県奈良市橋本町16 （東京都港区浜松町2-11-3）	95	1.74
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内1-6-6 （東京都港区浜松町2-11-3）	94	1.73
株式会社日伝	大阪市中央区上本町西1-2-16	82	1.52
計	—	1,792	32.82

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 31,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,454,500	54,545	—
単元未満株式	普通株式 5,790	—	—
発行済株式総数	5,491,490	—	—
総株主の議決権	—	54,545	—

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
（株）タカトリ	奈良県橿原市 新堂町313-1	31,200	—	31,200	0.57
計	—	31,200	—	31,200	0.57

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価格の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	122	332,470
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 取得自己株式は、単元未満株式の買取り請求による自己株式の取得であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2022年12月1日から有価証券報告書提出日（2022年12月26日）までの単元未満株式の買取り請求による取得自己株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	31,286	—	31,286	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日（2022年12月26日）までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと認識しており、中・長期的な株式価値の向上のため、その期の経営成績や内部留保金を勘案しながら、安定的な配当を中心に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当中間会計期間末の配当につきましては、通期業績予想の見通し及び今後の財務状況等を総合的に勘案いたしまして、無配とさせていただきます。

当事業年度末の配当につきましては、期末配当1株当たり普通配当30円とさせていただくことを決定いたしました。

また、内部留保資金につきましては、「8つのコア技術」をベースに ①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 ④既存製品の進化に投入してまいります。

当社は「取締役会の決議をもって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2022年12月23日 定時株主総会	163,806	30

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

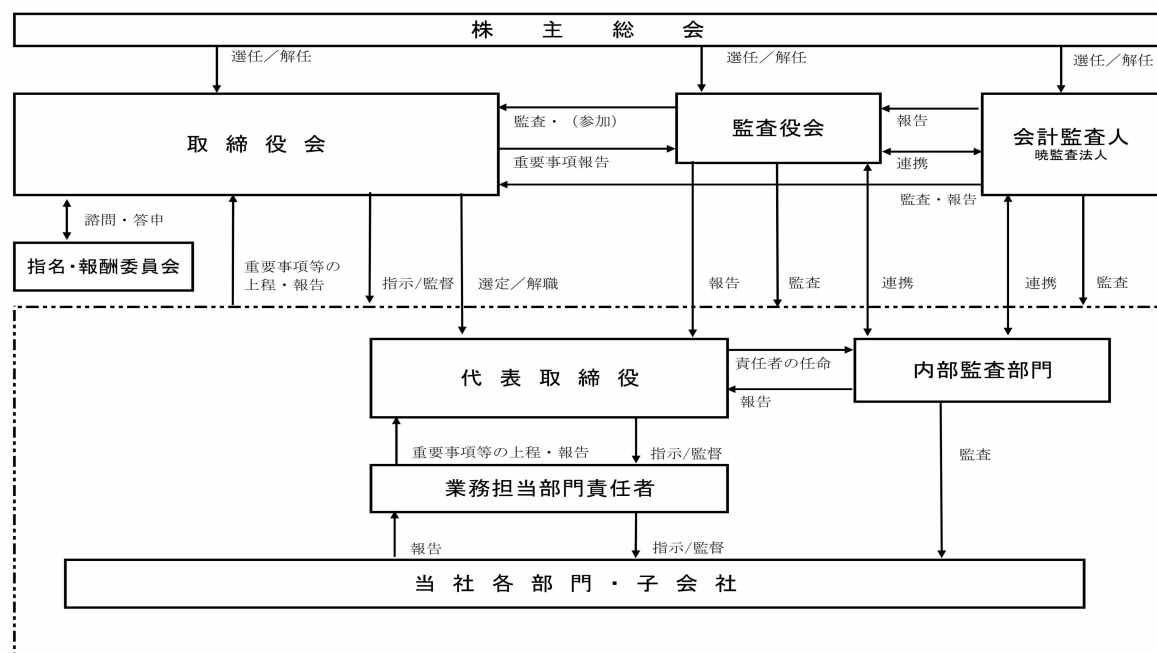
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えており、会社の中長期的な利益増大の観点から、株主以外のステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会）の利益も尊重すべきであると考えております。また、リスク・マネジメントの強化を進めており、当社に関わるリスクを識別し、優先度・重要度を判別した上で対応しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。取締役会は、5名の取締役で構成し、経営の基本方針、法令で定められた事項や、そのほか経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けております。監査役は3名で、取締役の業務執行について、厳正な監視を行っております。具体的には、毎月2回開催される取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、内部監査部門及び会計監査人との情報交換等を図り、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧するなどの監査を実施しております。上記に加え、取締役会の独立性・客観性を高めるため任意の指名・報酬委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っています。

なお、当社の機関・内部統制の関係図表は、以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

(I) 内部統制システムの整備の状況

(i) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長増田誠が議長を務めております。その他のメンバーは、代表取締役副社長松田武晴、専務取締役岡島史幸、取締役重富謙一、社外取締役川村真の合計5名で構成されており、毎月2回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規定に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(ii) 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。常勤監査役大島章良が議長を務めております。その他のメンバーは、社外監査役山田磯子、社外監査役岸部輝一の常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、事業戦略会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査部門及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(iii) 指名・報酬委員会

当社は取締役会の構成及び報酬決定の客観性を確保することを目的とする取締役会の任意の委員会として、取締役会が選定した3名以上の取締役及び監査役で構成された指名委員会、報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の解任に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。報酬委員会は、当社の基準に基づき算出された取締役の個人別報酬額について審議し、取締役会に対して答申を行います。

指名委員会、報酬委員会の提出日現在の構成員は、社外取締役川村真、社外監査役山田磯子、社外監査役岸部輝一、代表取締役社長増田誠、代表取締役副社長松田武晴、専務取締役岡島史幸です。なお、指名委員会、報酬委員会の議長は、川村真です。

(iv) 内部統制管理部門

当社では、管理本部に内部統制管理部門を設置しており、主に重要な業務プロセス毎にフローチャート、社内規程などの整備を行い、業務上発生するリスクを防止する仕組みを作り、業務の有効性及び効率性・財務報告の信頼性・コンプライアンス・資産の保全といった目的を達成できるシステムの構築を図っており、整備及び運用の進捗状況等は定期的に取締役会へ報告しております。

(II) リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムの構築の中で、リスクマネジメントの一環として全社的リスクの把握に対する取組みを推進しております。「リスクマネジメント基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長としたリスクマネジメント委員会において、取組全体の方針・方向性の検討・決定、リスク選定及び対策等の検討・決定、各部門でのリスクマネジメント推進の指示等リスク全般の管理を行い、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践が可能な体制の整備・運用を行っております。また、「職務権限一覧表・明細表」「稟議規程」等による職務権限の明確化、内部監査部門による全部門への年1回の内部監査実施、取締役会での重要及び異常事項の報告義務付け等により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めるとともに、万一不測の事態が発生した場合は、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えております。

(III) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保する体制については、当社の取締役及び監査役が子会社の董事及び監事を兼任しており、基本的に毎月行われる董事会において、業務が効率的かつ適法に行われていることの報告及び稟議書や申請書等を通じて損失の危険管理を把握し情報共有する体制をとっております。

(IV) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(V) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(VI) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(VII) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(VIII) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(i) 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

(ii) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(IX) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

④ 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株式等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

ただし、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様は当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断していただくこととなりかねません。また、株式等の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応ずるべきか否かのご判断のための期間が確保されることが必要であると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、1956年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業（ディスプレイ機器・半導体機器・新素材加工機器）及び医療機器事業に展開を図り、現在に至っております。

当社は、企業価値をより一層高め確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指すべく、中長期的な経営戦略の基礎固めを行い、成長してまいります。また、当社社是及び企業理念を前提として、各方針（経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等）に従って、企業としての社会的責任を認識したうえで、ステークホルダー（株主、従業員、取引先、債権者、地域社会）との信頼関係をより一層高めるよう努めてまいります。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

①企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう

②物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう

③自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

《経営ビジョン》

「信頼されるタカトリ」

《経営方針》

①顧客の立場に立って、新規事業開拓、オリジナル製品開発、周辺機器ラインナップを行う

②オリジナル製品の開発をリードする営業活動を行い、営業を支えるサービス体制の構築と事業化を行う

③組立、調整、サービスに力点を置いたものづくりを行う

また当社は、上記経営方針の実現に努めるため、以下の取り組みを行っております。

● コア技術の更なる強化

当社グループの戦略的コア技術である「8つのコア技術」（貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空、研磨）の各技術を更に強化し、スローガン「The Power of “T” Technology Trust Teamwork」の下、「製品の独自性」や「製品の強さを極める」ことに注力し、現状事業の付加価値を高めるとともに、「8つのコア技術」をベースに①有望事業機会を目指した技術力の強化 ②強い技術の他製品への水平展開 ③他社との技術提携及び協業化による新製品の開発 ④既存製品の進化などに積極的に取り組んでまいります。

● 目標とする経営指標

ROE（自己資本当期純利益率）10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、社外監査役2名を含めた監査役3名全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。特別委員会は、特別委員会規則（概要については下記「（特別委員会規則の概要）」をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

なお、2022年9月30日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (6) 大株主の状況」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準備法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

（注8） 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

また、当社取締役会及び特別委員会が大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

（注9） 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

（注10） 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び特別委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)～(ト)に掲げる事由により、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ)大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ニ)当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ)大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合
- (ヘ)大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (ト)大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、

なお、特別委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとし、当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会及び特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、下記「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、当該承認決議の時から2025年12月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び特別委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、2022年12月23日開催の第66期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続を決定しております。上記2. (3)に記載のとおり、今後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的・客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

(特別委員会規則の概要)

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役または(3)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 特別委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該特別委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。
5. 特別委員会の議長は、各特別委員会委員の互選により選定される。
6. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む)
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

(新株予約権無償割当ての概要)

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式の総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注11）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注12）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（注11）当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注12）公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注13）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が所有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	増田 誠	1963年7月8日生	1986年4月 当社入社 2004年10月 当社執行役員営業本部営業管理部長 2006年10月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長 2009年10月 当社執行役員営業本部長 2010年12月 当社取締役兼営業本部長兼営業統括室長 2013年10月 当社取締役副社長兼経営企画本部長 2016年4月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 2016年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2020年10月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	17
代表取締役副社長	松田 武晴	1950年1月11日生	1973年3月 当社入社 2002年4月 当社営業本部海外営業部長 2002年10月 当社執行役員営業本部海外営業部長 2003年4月 当社執行役員営業本部副本部長 2006年10月 当社執行役員営業本部長 2006年12月 当社取締役兼営業本部長 2009年10月 当社取締役兼新規事業創出及び営業部門担当 2013年10月 当社取締役 2014年10月 当社専務取締役 2015年10月 当社専務取締役兼経営企画本部副本部長 2016年10月 当社代表取締役副社長兼経営企画本部長 2022年10月 当社代表取締役副社長 (現任)	(注) 3	7
専務取締役 管理本部長	岡島 史幸	1954年9月15日生	1974年4月 大阪国税局 入局 2013年7月 当社入社 当社管理本部経理部長 2013年9月 税理士登録 2014年10月 当社管理本部長兼経理部長 2014年12月 当社取締役兼管理本部長兼経理部長 2017年10月 当社取締役兼管理本部長兼経営管理部長 2018年12月 当社常務取締役兼管理本部長兼経営管理部長 2020年10月 当社専務取締役兼管理本部長 (現任)	(注) 3	13
取締役 経営企画本部長	重富 謙一	1975年11月5日生	2015年9月 当社入社 2017年10月 当社管理本部経営管理部課長 2018年10月 当社管理本部経営管理部副部長 2020年10月 当社執行役員管理本部経営管理部長 2022年10月 当社執行役員経営企画本部長 2022年12月 当社取締役兼経営企画本部長就任 (現任)	(注) 3	0
取締役	川村 真	1969年3月12日生	1992年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1996年4月 公認会計士登録 1998年1月 稲畑産業株式会社入社 2001年2月 税理士登録 川村公認会計士事務所開業、所長 (現任) 2015年12月 当社取締役 (現任)	(注) 1 (注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	大島 章良	1954年11月12日生	2013年6月 南都地所株式会社常務取締役（代表取締役） 2014年11月 当社入社 管理本部管理本部長付 2014年12月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	山田 磯子	1945年3月3日生	1970年4月 弁護士登録 1981年6月 山田磯子法律事務所（現さざんか法律事務所）開業、所長 2001年12月 当社監査役（現任） 2016年4月 さざんか法律事務所 共同代表（現任）	(注) 2 (注) 4	—
監査役	岸部 輝一	1959年5月18日生	1978年4月 大阪国税局 入局 2016年7月 芦屋税務署長 2019年7月 奈良税務署長 2020年8月 税理士登録 2020年9月 岸部輝一税理士事務所開業、所長（現任） 2020年12月 当社監査役（現任）	(注) 2 (注) 4	—
計					39

- (注) 1. 取締役川村 真は社外取締役であります。
2. 監査役山田 磯子及び監査役岸部 輝一は、社外監査役であります。
3. 2022年12月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 2020年12月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社と当該社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役川村真氏は、長年会計監査業務に従事したことから会計監査業務に高い専門性を有しており、同業務で培った多様な視点や価値観から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役山田磯子氏は、弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

社外監査役岸部輝一氏は、税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、兼任については、職務の執行役割と責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保するため、合理的な範囲にとどめております。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を会社法及び上場証券取引所の独立性基準を充たしたものとしており、活発な意見を述べる事が出来る人物を選定し、社外取締役及び各社外監査役は当社と資本関係のある会社・大株主・主要な取引先の出身者ではなく、高い独立性を有しているものと判断しております。また、社外取締役及び社外監査役による客観的且つ中立的な監査を充実させることで、経営監視機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役会は、監査の効率性と有効性を高めるために、監査室より内部監査規定に基づき監査を行った結果について報告を受けるとともに、会計監査人と監査計画策定時にリスクや監査実施事項についてコミュニケーションを行い、また、各決算における監査及びレビューの際に行われる監査報告会等において監査状況の報告を受け、重要な会計に関する検討課題について意見交換、検討を行うことで、相互連携しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。当社における監査役監査は監査役会として、期初に監査役会が策定した監査の方針・監査計画等に従い監査を実施しております。具体的には、取締役会への出席及び他の重要会議への常勤監査役の出席、監査役会開催時において社外監査役が重要資料閲覧等を行うことで、経営の透明性・意思決定及び業務執行の適法性をチェックするとともに、監視・牽制体制を整えております。また、監査法人との監査計画概要書に対するミーティング、四半期レビュー結果報告会・期末監査結果報告会の開催、監査に関わる情報交換等を行うことで、監査機能の充実を図っております。

常勤監査役大島章良氏は、南都地所株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験や知見、企業倫理を有しております。当社の事業活動に関し、監査役として経営全般に対する監督と助言に従事することでガバナンス体制の充実を図っております。

社外監査役山田磯子氏は、弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。

社外監査役岸部輝一氏は、税理士であり、また税務署長を務めるなど財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、客観的且つ中立的な検証を行うことでガバナンス体制の充実を図っております。

当事業年度における各監査役の取締役会及び監査役会への出席状況は以下のとおりであります。

氏名	監査役会		取締役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
大島 章良	17	17	24	24
山田 磯子	17	17	24	24
岸部 輝一	17	17	24	23

監査役会における当事業年度における主な検討事項は、取締役会等における取締役の報告及び意思決定プロセスと決定内容の適法性及び妥当性、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性、会計監査人との監査上の主要な検討事項（KAM）の協議等となっております。

常勤監査役の活動として、取締役会その他重要な会議への出席、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、内部監査責任者から、内部監査の実施状況や内部統制システムの整備・運用状況について適時報告を受ける他、期末監査終了後は、監査報告書の作成、定時株主総会の席上で監査報告を行っております。また、代表取締役社長及び各取締役との会合を定期的を実施しており、経営方針や成長戦略、対処すべき課題等について意見を交換しております。常勤監査役は中国子会社の監事を兼務しており、子会社の董事会への出席、実査等で業務上の重要事項や事業の状況等について報告を受けております。

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査部門が期初に年間監査計画を立て、それを基準に監査役会及び会計監査人と常に連携を取りながら内部監査を実施し、定期的に取締役会において報告を行っております。なお、内部監査人は6名であります。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

暁監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を遂行した公認会計士

代表社員 業務執行社員 中井 学

代表社員 業務執行社員 松島 秀典

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人に必要とされる独立性、専門性及び品質管理体制に加え、当社のビジネスに対する知識・理解の蓄積等を勘案した結果、効果的かつ効率的な監査業務の運営を期待できること等から、適任であると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会による監査法人の評価について、公益財団法人日本監査役協会会計委員会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に評価しております。定期的に会計監査人と情報交換し、会計監査人の業務遂行状況を確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	16,200	—	16,440	—
連結子会社	—	—	—	—
計	16,200	—	16,440	—

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、監査役会において、適切な監査に必要な監査時間に対して、その監査報酬額が公正妥当と判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、社外取締役を委員長とし、代表権のある取締役、管理本部を分掌する取締役、社外取締役及び監査役を以って構成される指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会によって決議されており、取締役の個人別の報酬等については同方針に基づき、各取締役の役位、貢献度及び業績などを総合的に勘案のうえ指名・報酬委員会で審議されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

なお、取締役会において決議した方針に従って各取締役の個人別の報酬等の内容を決定している旨を、代表取締役社長が取締役会にて表明しているため、取締役会も基本的にその表明を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の報酬

当社の役員報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成されており、その額は以下のとおり決定しております。

(基本報酬)

取締役の報酬の額および、その算定方法の決定に関する方針は、代表取締役社長が、役位、在位年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を勘案して、取締役会に提出したうえ、取締役会が決定するものとします。

(業績連動報酬)

当社は、役員賞与の支給基準について、会社業績と密接に関連付けたものとするため、取締役（社外取締役を除く）の役員賞与については利益連動報酬（法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与）を2019年9月末決算利益確定分より導入しております。

なお、支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員である取締役で、社外取締役、監査役は含んでおりません。

当事業年度における業績連動報酬（賞与）につきましては、当年度（2022年9月期）の連結経常利益は1,462百万円、連結売上高は10,223百万円のため、役員賞与引当金の繰入額50百万円を計上しております。

(算定方法)

1. 利益連動報酬（賞与）の総額は、（連結経常利益－連結売上高×5.5%）×30%とする。（百万円未満切捨）
2. 連結経常利益が3億円未満の場合は、支給しない。
3. 利益連動報酬の総額の上限は5,000万円とする。
4. 各取締役への支給額は、次の算定式によって計算する。（1万円未満切捨）

各取締役への支給額 = 利益連動報酬の総額 × $\frac{\text{各取締役の役位別係数 (i)} \times \text{在任期間係数 (ii)}}{\text{在任する取締役全ての在任期間調整後の役位別係数の合計}}$	
---	--

(i) (役位別係数)

役 位	係 数
代表取締役社長	3.00
代表取締役副社長	2.70
専務取締役	2.20
常務取締役	2.00
取締役	1.50

(ii) (在任期間係数)

在任期間係数 =	年間在任月数
	12

役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議内容

当社の役員報酬等に関しては1993年12月21日開催の第37期定時株主総会で決議されております。その決議の内容は取締役年間報酬限度額300百万円（ただし、使用人兼務役員の使用人分は含まない。定款で定める取締役の員数は10名以内とし、本有価証券報告書提出日現在は8名。）

2. 監査役の報酬

監査役の報酬の額は、株主総会で決議された監査役年間報酬限度額の範囲内で、その具体的金額については監査役会における協議により決定しております。

監査役の報酬限度額については、1993年12月21日開催の第37期定時株主総会において、監査役年間報酬限度額を30百万円（定款で定める監査役の員数は5名以内とし、本有価証券提出日現在は3名。）と決議されております。

② 役員の報酬等

・提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員の区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額（千円）					対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	204, 181	154, 181	—	50, 000	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	14, 524	14, 524	—	—	—	—	1
社外役員	10, 950	10, 950	—	—	—	—	3

- (注) 1. 当事業年度末における取締役の員数は7名（社外取締役を含む）、監査役の員数は3名（社外監査役を含む）であります。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
取締役6名 50, 000千円
3. 当社は、2012年12月21日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職金慰労金を各氏に贈呈することを決議いたしております。

・提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

・使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式の定義を「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式」とし、これに該当する株式を当社は保有しておりません。これに対し、純投資目的以外の投資株式については、以下②に記載する通り、政策保有株式として所有しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

＜政策保有株式に関する方針・考え方＞

保有については、事業運営上の必要性などを総合的に勘案した上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない政策保有株式は保有しないこととしております。

＜個別の政策保有株式の保有の適否の検証＞

当社取締役会では、政策保有株式の保有意義について以下の項目を検証し、総合的に判断しております。その上で、保有の意義が相対的に乏しいと認められた銘柄については、保有方針の見直しを行い、株式の売却を進めることとしております。

また、保有株については、個別の政策保有株式の保有の合理性について毎年取締役会にて検証を行い、保有意義の薄れてきた銘柄については、取引先等との対話・交渉を実施しながら、政策保有株式の縮減を進めるものとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式以外の株式	4	100,934

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	3,955	取引関係の円滑な維持として事業上の取り組み強化を目的に保有し、持株会に加入しており、定期的に購入するため増加。

- ・保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
㈱日伝	41,691	39,748	取引関係の円滑な維持として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。また持株会に加入しており、定期的に購入するため増加しております。保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査した結果を、2022年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しており、適正と判断しております。	有
	72,252	94,601		
コクヨ㈱	10,000	10,000	営業上の取引先として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査した結果を、2022年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しており、適正と判断しております。	無
	18,360	18,950		
グンゼ㈱	1,200	1,200	取引関係の円滑な維持として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査した結果を、2022年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しており、適正と判断しております。	無
	4,638	5,244		
㈱GSIクレオス	4,000	4,000	営業上の取引先として事業上の取り組み強化を目的に保有しております。保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査した結果を、2022年9月の取締役会において、政策保有株式の検証の件として決議しており、適正と判断しております。	無
	5,684	4,284		

- ・みなし保有株式

該当事項はありません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

- ④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

- ⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の財務諸表について、暁監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、監査法人との緊密な連携や各種の情報提供、会計税務専門の出版社のセミナーへの参加、また、専門書や購読している月刊誌及び週刊誌等で会計基準の内容や変更に対応できるよう適切に把握し、社内周知を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,081,334	3,066,406
受取手形及び売掛金	2,635,188	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	※1 2,786,020
電子記録債権	191,780	259,269
仕掛品	1,859,570	1,944,004
原材料及び貯蔵品	346,495	969,140
前渡金	21,403	610,165
その他	36,721	108,712
貸倒引当金	△29,280	△58,560
流動資産合計	8,143,215	9,685,159
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2, ※4 1,048,839	※2, ※4 993,319
機械装置及び運搬具（純額）	※4 72,436	※4 92,914
土地	※2 781,479	※2 781,479
リース資産（純額）	※4 21,836	※4 11,333
その他（純額）	※4 50,358	※4 43,877
有形固定資産合計	1,974,950	1,922,924
無形固定資産		
ソフトウェア	28,440	14,741
その他	4,202	3,952
無形固定資産合計	32,643	18,694
投資その他の資産		
投資有価証券	447,994	617,044
保険積立金	112,158	114,505
繰延税金資産	231,159	300,643
その他	8,496	5,175
投資その他の資産合計	799,807	1,037,368
固定資産合計	2,807,401	2,978,988
資産合計	10,950,616	12,664,147

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	819,188	1,266,704
電子記録債務	981,741	1,561,411
契約負債	—	314,356
短期借入金	※2 1,200,000	※2 1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 194,996	※2 132,496
リース債務	11,403	6,420
未払金	127,271	194,291
未払費用	95,593	119,818
未払法人税等	153,057	437,773
前受金	1,260,455	—
賞与引当金	184,979	305,019
役員賞与引当金	40,000	50,000
製品保証引当金	—	127,936
その他	33,146	23,928
流動負債合計	5,101,834	6,040,156
固定負債		
長期借入金	※2 292,508	※2 160,012
リース債務	12,394	5,974
資産除去債務	32,472	32,894
その他	3,744	18,174
固定負債合計	341,119	217,055
負債合計	5,442,953	6,257,212
純資産の部		
株主資本		
資本金	963,230	963,230
資本剰余金	1,352,321	1,352,321
利益剰余金	3,159,027	4,064,566
自己株式	△17,396	△17,729
株主資本合計	5,457,182	6,362,389
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	46,146	27,996
為替換算調整勘定	4,333	16,549
その他の包括利益累計額合計	50,479	44,545
純資産合計	5,507,662	6,406,934
負債純資産合計	10,950,616	12,664,147

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	6,528,778	※1 10,223,476
売上原価	※5 4,968,946	※5 7,553,155
売上総利益	1,559,831	2,670,321
販売費及び一般管理費	※2, ※3 1,169,884	※2, ※3 1,318,975
営業利益	389,947	1,351,345
営業外収益		
受取利息	2,447	1,759
受取配当金	8,210	12,326
補助金収入	71,977	54,550
売電収入	12,449	12,044
受取賃貸料	7,130	7,143
受取ロイヤリティー	14,048	15,435
その他	5,833	16,812
営業外収益合計	122,097	120,074
営業外費用		
支払利息	3,067	2,505
減価償却費	4,998	4,541
租税公課	1,464	1,480
その他	11,972	601
営業外費用合計	21,503	9,129
経常利益	490,541	1,462,290
特別損失		
固定資産除却損	※4 0	—
特別損失合計	0	—
税金等調整前当期純利益	490,541	1,462,290
法人税、住民税及び事業税	127,212	477,769
法人税等調整額	△14,396	△43,816
法人税等合計	112,816	433,953
当期純利益	377,725	1,028,337
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	377,725	1,028,337

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期純利益	377,725	1,028,337
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,835	△18,150
為替換算調整勘定	9,424	12,215
その他の包括利益合計	※1 16,259	※1 △5,934
包括利益	393,985	1,022,403
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	393,985	1,022,403
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	963,230	1,352,321	2,835,906	△17,342	5,134,115
当期変動額					
剰余金の配当			△54,603		△54,603
親会社株主に帰属する当期純利益			377,725		377,725
自己株式の取得				△54	△54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	323,121	△54	323,067
当期末残高	963,230	1,352,321	3,159,027	△17,396	5,457,182

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	39,311	△5,091	34,220	5,168,335
当期変動額				
剰余金の配当				△54,603
親会社株主に帰属する当期純利益				377,725
自己株式の取得				△54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,835	9,424	16,259	16,259
当期変動額合計	6,835	9,424	16,259	339,327
当期末残高	46,146	4,333	50,479	5,507,662

当連結会計年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	963, 230	1, 352, 321	3, 159, 027	△17, 396	5, 457, 182
会計方針の変更による累積的影響額			△40, 893		△40, 893
会計方針の変更を反映した当期首残高	963, 230	1, 352, 321	3, 118, 134	△17, 396	5, 416, 289
当期変動額					
剰余金の配当			△81, 904		△81, 904
親会社株主に帰属する当期純利益			1, 028, 337		1, 028, 337
自己株式の取得				△332	△332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	946, 432	△332	946, 100
当期末残高	963, 230	1, 352, 321	4, 064, 566	△17, 729	6, 362, 389

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	46, 146	4, 333	50, 479	5, 507, 662
会計方針の変更による累積的影響額				△40, 893
会計方針の変更を反映した当期首残高	46, 146	4, 333	50, 479	5, 466, 769
当期変動額				
剰余金の配当				△81, 904
親会社株主に帰属する当期純利益				1, 028, 337
自己株式の取得				△332
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18, 150	12, 215	△5, 934	△5, 934
当期変動額合計	△18, 150	12, 215	△5, 934	940, 165
当期末残高	27, 996	16, 549	44, 545	6, 406, 934

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	490,541	1,462,290
減価償却費	150,138	148,386
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	29,280	29,280
賞与引当金の増減額 (△は減少)	152,928	120,039
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	—	127,936
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	40,000	10,000
受取利息及び受取配当金	△10,658	△14,086
支払利息	3,067	2,505
有形固定資産除却損	0	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,104,354	△218,320
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△992,047	△706,765
仕入債務の増減額 (△は減少)	980,692	1,027,186
前受金の増減額 (△は減少)	1,190,634	—
契約負債の増減額 (△は減少)	—	△946,099
その他	170,688	△597,447
小計	1,100,911	444,906
利息及び配当金の受取額	9,174	18,116
利息の支払額	△3,022	△2,585
法人税等の支払額 (△は支払)	△984	△207,458
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,106,080	252,979
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△18,510	△84,153
投資有価証券の償還による収入	—	101,179
投資有価証券の取得による支出	△3,307	△303,955
無形固定資産の取得による支出	—	△3,450
出資金の回収による収入	10	—
短期貸付金の回収による収入	80,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	58,192	△290,378
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△200,000	—
短期借入れによる収入	—	300,000
長期借入金の返済による支出	△194,996	△194,996
リース債務の返済による支出	△13,072	△11,403
自己株式の取得による支出	△54	△332
配当金の支払額	△54,713	△81,988
財務活動によるキャッシュ・フロー	△462,835	11,279
現金及び現金同等物に係る換算差額	374	11,191
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	701,810	△14,928
現金及び現金同等物の期首残高	2,369,523	3,071,334
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,071,334	※ 3,056,406

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

高鳥（常熟）精密機械有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の高鳥（常熟）精密機械有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～60年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、市場販売用のソフトウェアについては市場における見込有効期間（3年）に基づいております。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

無償保証契約や瑕疵担保責任などによって、一定期間発生する保証費用に備えて見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

また、在外連結子会社は、現地政府基準による退職一時金制度を設けております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、電子機器事業、繊維機器事業、医療機器事業に関連する製品の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品販売において、顧客との契約の中で当社グループが据付の義務を負う製品については、据付が完了した時点、また、据付の義務を負わない製品、パーツ販売、その他の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷した時点で収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

また、製品の販売契約において、保証期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理を行う等の製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末において、繰延税金資産 300,643千円（前連結会計年度末 231,159千円）を連結貸借対照表に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来の利益計画により見積もられた課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

新型コロナの影響に関して、当連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りに重要な影響を与えるものではありませんでした。新型コロナの収束時期は依然不透明な状況にあり、今後の当社グループにおける業績への影響を見通すことは困難ですが、現時点では、当連結会計年度と同様に重要な影響はないと仮定し、会計上の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 製品保証引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末において、製品保証引当金 127,936千円を連結貸借対照表に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、装置販売後の保証期間に係るアフターサービス費用の見込額を製品保証引当金として計上しております。

② 主要な仮定

アフターサービス費用の見込額は、過去の支出実績等に基づいて、会計上の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥が発生し顧客に損失をもたらした場合、多額の追加費用の発生により、翌連結会計年度の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上原価は69,207千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ69,207千円減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は40,893千円減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前受金の増減額(△は減少)」は、当連結会計年度より、「契約負債の増減額(△は減少)」として表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前渡金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。また、「流動負債」に表示していた「デリバティブ債務」は金額的重要性が乏しいため、「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた58,124千円は、「前渡金」21,403千円、「その他」36,721千円として組替え、「流動負債」の「デリバティブ債務」14,469千円及び「その他」18,676千円は、「その他」33,146千円として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「為替差損」は、当連結会計年度では発生しておりません。このため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」として表示していた11,438千円は、「その他」に組替えております。

(追加情報)

(製品保証引当金)

当連結会計年度より、製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績率に基づいて今後必要と見込まれる額を製品保証引当金として計上しております。

当社では、従来、製品の品質保証に伴う支出について、発生時に費用として処理しておりましたが、収益認識会計基準等を適用したことに伴い、当連結会計年度より計上することといたしました。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は69,207千円減少しております。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナの影響につきましては、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、各地域での感染拡大の収束、経済活動再開に伴い当社グループの需要は徐々に回復していくものと想定しております。

こうした状況も踏まえ、当社の業績への影響は限定的なものに留まるといった仮定のもと、当連結会計年度において、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表注 記事項（収益認識関係） 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
建物	899,497千円	856,732千円
土地	667,258	667,258
計	1,566,756	1,523,991

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
短期借入金	1,100,000千円	1,400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	194,996	132,496
長期借入金	292,508	160,012
奈良県ハイテク工場団地協同組合の 奈良県に対する借入金	9,138	—
計	1,596,642	1,692,508

3 保証債務

次の奈良県ハイテク工場団地協同組合について、奈良県からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
奈良県ハイテク工場団地協同組合	9,138千円	一千円

※4 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,178,942千円	4,308,083千円

- 5 当社及び連結子会社（高鳥（常熟）精密機械有限公司）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
当座貸越極度額	1,800,000千円	4,300,000千円
借入実行残高	1,200,000	1,500,000
差引額	600,000	2,800,000

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	166,275千円	179,655千円
給料	263,229	281,847
賞与引当金繰入額	45,389	77,466
役員賞与引当金繰入額	40,000	50,000
貸倒引当金繰入額	29,280	29,280
退職給付費用	11,214	11,068
販売促進費	70,459	165,316

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
	152,247千円	73,062千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
工具、器具及び備品	0千円	一千円

※5 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
	70,336千円	10,909千円

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	9,829千円	△26,100千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	9,829	△26,100
税効果額	△2,994	7,950
その他有価証券評価差額金	6,835	△18,150
為替換算調整勘定：		
当期発生額	9,424	12,215
組替調整額	—	—
税効果調整前	9,424	12,215
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	9,424	12,215
その他の包括利益合計	16,259	△5,934

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	—	—	5,491,490
合計	5,491,490	—	—	5,491,490
自己株式				
普通株式	31,092	72	—	31,164
合計	31,092	72	—	31,164

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加72株は、単元末端株式の買取による増加72株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年12月23日 定時株主総会	普通株式	54,603	10.0	2020年9月30日	2020年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	81,904	利益剰余金	15.0	2021年9月30日	2021年12月27日

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,491,490	—	—	5,491,490
合計	5,491,490	—	—	5,491,490
自己株式				
普通株式	31,164	122	—	31,286
合計	31,164	122	—	31,286

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加122株は、単元末端株式の買取による増加122株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	81,904千円	15円	2021年9月30日	2021年12月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	163,806千円	利益剰余金	30円	2022年9月30日	2022年12月26日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）	当連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
現金及び預金勘定	3,081,334千円	3,066,406千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,000	△10,000
現金及び現金同等物	3,071,334	3,056,406

（リース取引関係）

（借主側）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
1年内	2,584	2,268
1年超	2,268	—
合計	4,853	2,268

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達する方針によっております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用しております。またデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、与信管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権については、通貨別月別に為替変動による影響額を把握するなどの方法により管理しております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や出資先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。金利変動リスクを回避するため、全ての金融機関において一部または全ての繰上返済が可能であります。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することもあります。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（2021年9月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	201,615	201,260	△355
②その他有価証券	123,079	123,079	—
資産計	324,694	324,339	△355
(2) 長期借入金 （1年内返済予定のものを含む）	487,504	487,504	—
負債計	487,504	487,504	—
デリバティブ取引（*3）	(14,469)	(14,469)	—

（*1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前連結会計年度
非上場株式	123,300

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（2022年9月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	200,949	200,040	△909
②その他有価証券	100,934	100,934	—
資産計	301,884	300,974	△909
(2) 長期借入金 （1年内返済予定のものを含む）	292,508	291,596	△911
負債計	292,508	291,596	△911
デリバティブ取引（*3）	(24,950)	(24,950)	—

（*1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	当連結会計年度
非上場株式	315,160

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2021年 9 月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,081,334	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,635,188	—	—	—
電子記録債権	191,780	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券 (社債)	—	200,000	—	—
満期保有目的の債券 (国債)	—	—	—	—
満期保有目的の債券 (その他)	123,300	—	—	—
合計	6,031,602	200,000	—	—

当連結会計年度 (2022年 9 月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,066,406	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	2,786,020	—	—	—
電子記録債権	259,269	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券 (社債)	—	200,000	—	—
満期保有目的の債券 (国債)	—	—	—	—
満期保有目的の債券 (その他)	—	300,000	—	—
合計	6,111,696	500,000	—	—

(注) 2. 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2021年 9 月30日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	1,200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	194,996	132,496	89,996	70,016	—	—
合計	1,394,996	132,496	89,996	70,016	—	—

当連結会計年度 (2022年 9 月30日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	1,500,000	—	—	—	—	—
長期借入金	132,496	89,996	70,016	—	—	—
合計	1,632,496	89,996	70,016	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 株式	100,934	—	—	100,934
資産計	100,934	—	—	100,934
デリバティブ取引	—	24,950	—	24,950
負債計	—	24,950	—	24,950

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	200,040	—	200,040
資産計	—	200,040	—	200,040
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	—	291,596	—	291,596
負債計	—	291,596	—	291,596

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券等は、取引金融機関から入手した価格に基づいて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため時価が帳簿価額に近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2021年 9 月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表額 を超えないもの	(1) 国債・地方債	—	—	—
	(2) 社債	201, 615	201, 260	△355
	(3) その他	—	—	—
	小計	201, 615	201, 260	△355
合計		201, 615	201, 260	△355

当連結会計年度 (2022年 9 月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表額 を超えないもの	(1) 国債・地方債	—	—	—
	(2) 社債	200, 949	200, 040	△909
	(3) その他	—	—	—
	小計	200, 949	200, 040	△909
合計		200, 949	200, 040	△909

2. その他有価証券

前連結会計年度（2021年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 株式	123,079	61,091	61,987
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	123,079	61,091	61,987
時価が連結貸借対照表額を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		123,079	61,091	61,987

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額123,300千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2022年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 株式	100,934	65,046	51,048
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	100,934	65,046	51,048
時価が連結貸借対照表額を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		100,934	65,046	51,048

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額315,160千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関係

前連結会計年度 (2021年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	(為替予約取引) 売建 シンガポールドル	107,690	—	△14,469	△14,469

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (2022年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	(為替予約取引) 売建 米ドル	338,931	195,018	△24,950	△24,950

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当連結会計年度における、当社の確定拠出年金制度への要拠出額は42,223千円であります。

当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当連結会計年度における、当社の確定拠出年金制度への要拠出額は42,085千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損否認	114,696千円	118,388千円
賞与引当金	56,344	92,632
減損損失否認	38,310	38,300
貸倒引当金	8,918	17,837
製品保証引当金	—	38,969
未払事業税	12,289	22,894
税務上の繰越欠損金(注)	50,518	—
その他	34,814	47,407
繰延税金資産小計	315,894	376,429
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	—	—
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△50,267	△50,474
評価性引当額小計	△50,267	△50,474
繰延税金資産合計	265,626	325,954
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15,841	7,891
資産除去債務に対応する除去費用	1,809	1,722
固定資産圧縮積立金	16,816	15,698
繰延税金負債合計	34,467	25,311
繰延税金資産の純額	231,159	300,643

(表示方法の変更)

前連結会計年度の「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳」において、「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「貸倒引当金」及び「未払事業税」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えをおこなっております。

この結果、前連結会計年度の「繰延税金資産」に表示していた「その他」56,023千円は、「貸倒引当金」8,918千円、「未払事業税」12,289千円、「その他」34,814千円として組替えております。

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2021年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	8,696	3,863	—	37,958	50,518
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	8,696	3,863	—	37,958	(※2) 50,518

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しており、当該繰延税金資産を回収可能と判断した理由は「税効果会計に係る会計基準」等に準拠し、現状における会社分類と利益計画に基づく将来の課税所得を総合的に勘案し繰延税金資産を計上しております。

当連結会計年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の 負担率との差異が法定実 効税率の100分の5以下 であるため注記を省略し ております。
住民税均等割	0.6	
評価性引当額	△9.2	
外国税額控除	△0.2	
その他	1.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.0	

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、奈良県において賃貸不動産を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,665千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,662千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	59,469	59,469
期中増減額	—	—
期末残高	59,469	59,469
期末時価	50,286	49,532

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 連結会計年度末の時価は、土地については固定資産税評価額をもとに算出した公示価格相当額により評価したものであります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「連結注記事項」の「1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 受取手形及び売掛金	2,635,188
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 受取手形及び売掛金	2,268,126
契約資産（期首残高）	281,240
契約資産（期末残高）	517,893
契約負債（期首残高）	1,260,455
契約負債（期末残高）	314,356

(注) 1. 当社グループの契約資産は、履行済みの部分に係る権利に関し未請求のものであります。

(注) 2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、1,260,455千円であります。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品別のセグメントから構成されており、「電子機器事業」、「繊維機器事業」及び「医療機器事業」の3つを報告セグメントとしております。「電子機器事業」は、主にディスプレイ製造機器、半導体製造機器及び新素材加工機器の製造・販売をしており、「繊維機器事業」は、主に自動裁断機の製造・販売をしております。「医療機器事業」は、主にモバイル型胸腹水濾過濃縮処理装置及び医療機器のOEM/ODM並びに医療機器製造装置の製造・販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(会計方針の変更)に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

この結果、報告セグメントの売上高及び利益又は損失に与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額(注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	電子機器事業	繊維機器事業	医療機器事業	計		
売上高						
外部顧客への 売上高	6,046,656	290,605	191,516	6,528,778	—	6,528,778
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,046,656	290,605	191,516	6,528,778	—	6,528,778
セグメント利益 又は損失(△)	471,106	△1,294	△79,864	389,947	—	389,947
セグメント資産	6,455,136	353,427	223,589	7,032,152	3,918,463	10,950,616
その他の項目						
減価償却費	120,256	9,290	15,592	145,140	—	145,140
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	23,161	3,325	20,988	47,475	—	47,475

(注) 1. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、投資有価証券及び繰延税金資産等であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額（注）1	連結財務諸表 計上額 （注）2
	電子機器事業	繊維機器事業	医療機器事業	計		
売上高						
顧客との契約 から生じる収益	9,946,355	190,624	86,495	10,223,476	—	10,223,476
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	9,946,355	190,624	86,495	10,223,476	—	10,223,476
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	9,946,355	190,624	86,495	10,223,476	—	10,223,476
セグメント利益 又は損失（△）	1,516,183	△23,700	△141,137	1,351,345	—	1,351,345
セグメント資産	8,116,464	226,267	108,110	8,450,842	4,213,305	12,664,147
その他の項目						
減価償却費	121,480	8,082	13,626	143,190	—	143,190
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	75,205	6,613	482	82,300	—	82,300

（注） 1. セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、投資有価証券及び繰延税金資産等であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年10月 1 日 至 2021年 9 月30日）

1. 製品ごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア		その他	合計
		うち中国		
3,238,666	2,948,757	2,131,079	341,354	6,528,778

(注) 売上高は、納入先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント
TOYO ADTEC PTE. LTD	733,327	電子機器事業

当連結会計年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

1. 製品ごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア		その他	合計
		うち中国		
2,677,033	6,479,192	5,328,350	1,067,250	10,223,476

(注) 売上高は、納入先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント
東栄電子有限公司	3,349,161	電子機器事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

種類	氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡島史幸	—	—	当社専務取締役 奈良県ハイ テク工場団 地協同組合 代表理事	被所有 直接 0.25	—	債務保証	9,138	—	—

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。これは、組合員全体の借入金額に対して、各組合員が連帯保証をする契約になっていることによるものです。また、当該借入金に対して、当社の土地を奈良県に担保提供しております。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	1,008円67銭	1,173円39銭
1株当たり当期純利益	69円18銭	188円33銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	5,507,662	6,406,934
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	5,507,662	6,406,934
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,460,326	5,460,204

3. 1株当たり当期純利益の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	377,725	1,028,337
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	377,725	1,028,337
普通株式の期中平均株式数(株)	5,460,354	5,460,313

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,200,000	1,500,000	0.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	194,996	132,496	0.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	11,403	6,420	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	292,508	160,012	0.2	2024年～2025年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	12,394	5,974	—	2024年～2025年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,711,301	1,804,902	—	—

（注）1．借入金の平均利率については、期末時点の残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	89,996	70,016	—	—
リース債務	4,191	1,782	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（2）【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（千円）	2,638,742	4,161,087	6,186,159	10,223,476
税金等調整前四半期（当期）純利益（千円）	474,507	684,736	925,806	1,462,290
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益（千円）	324,935	473,479	636,096	1,028,337
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	59.51	86.71	116.49	188.33

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益（円）	59.51	27.20	29.78	71.84

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,968,110	3,022,824
受取手形	20,785	24,858
売掛金	※2 2,609,637	※2 2,232,661
電子記録債権	191,780	259,269
契約資産	—	517,893
仕掛品	1,781,652	1,858,667
原材料及び貯蔵品	345,099	968,187
前渡金	122,936	610,165
前払費用	4,080	8,028
その他	※2 73,433	※2 94,133
貸倒引当金	△29,280	△58,560
流動資産合計	8,088,236	9,538,130
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,012,175	※1 959,584
構築物	36,664	33,735
機械及び装置	72,436	92,914
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	48,997	41,856
土地	※1 781,479	※1 781,479
リース資産	21,836	11,333
有形固定資産合計	1,973,588	1,920,903
無形固定資産		
ソフトウェア	27,518	14,354
特許権	750	500
その他	3,452	3,452
無形固定資産合計	31,720	18,307
投資その他の資産		
投資有価証券	447,994	617,044
関係会社出資金	200,484	200,484
出資金	1,180	1,180
長期前払費用	3,426	238
保険積立金	112,158	114,505
繰延税金資産	268,964	327,587
その他	3,526	3,526
投資損失引当金	△124,114	△89,114
投資その他の資産合計	913,619	1,175,452
固定資産合計	2,918,929	3,114,663
資産合計	11,007,165	12,652,794

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 797,841	※2 1,214,874
電子記録債務	981,741	1,561,411
契約負債	—	314,356
短期借入金	※1 1,200,000	※1 1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 194,996	※1 132,496
リース債務	11,403	6,420
未払金	127,271	194,291
未払費用	94,156	117,304
未払法人税等	153,057	437,773
前受金	1,260,455	—
賞与引当金	184,979	304,111
役員賞与引当金	40,000	50,000
製品保証引当金	—	128,015
デリバティブ債務	14,469	10,520
その他	18,422	13,050
流動負債合計	5,078,796	5,984,627
固定負債		
長期借入金	※1 292,508	※1 160,012
リース債務	12,394	5,974
資産除去債務	32,472	32,894
デリバティブ債務	—	14,430
その他	3,744	3,744
固定負債合計	341,119	217,055
負債合計	5,419,915	6,201,683
純資産の部		
株主資本		
資本金	963,230	963,230
資本剰余金		
資本準備金	1,352,321	1,352,321
資本剰余金合計	1,352,321	1,352,321
利益剰余金		
利益準備金	95,460	95,460
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	37,268	34,720
別途積立金	1,876,000	1,876,000
繰越利益剰余金	1,234,220	2,119,111
利益剰余金合計	3,242,948	4,125,291
自己株式	△17,396	△17,729
株主資本合計	5,541,103	6,423,114
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46,146	27,996
評価・換算差額等合計	46,146	27,996
純資産合計	5,587,250	6,451,110
負債純資産合計	11,007,165	12,652,794

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	※1 6,536,506	※1 10,266,277
売上原価		
製品期首棚卸高	48,242	—
当期製品製造原価	※1 4,941,437	※1 7,660,715
合計	4,989,679	7,660,715
製品期末棚卸高	—	—
製品売上原価	4,989,679	7,660,715
売上総利益	1,546,826	2,605,562
販売費及び一般管理費		
販売促進費	70,162	165,316
旅費及び交通費	12,667	19,795
役員報酬	166,275	179,655
給料及び賞与	282,150	297,384
賞与引当金繰入額	45,389	76,617
減価償却費	31,430	36,051
貸倒引当金繰入額	29,280	29,280
役員賞与引当金繰入額	40,000	50,000
研究開発費	152,247	73,062
その他	300,697	345,705
販売費及び一般管理費合計	1,130,301	1,272,867
営業利益	416,525	1,332,694
営業外収益		
受取利息	※1 2,374	1,521
受取配当金	8,210	12,326
補助金収入	71,969	54,550
受取ロイヤリティー	14,048	15,435
売電収入	12,449	12,044
受取賃貸料	7,130	7,143
仕入割引	1,533	2,137
その他	4,273	12,295
営業外収益合計	121,988	117,455
営業外費用		
支払利息	2,991	2,505
減価償却費	4,998	4,541
租税公課	1,464	1,480
為替差損	7,810	26,066
その他	532	601
営業外費用合計	17,798	35,195
経常利益	520,715	1,414,955
特別利益		
投資損失引当金戻入額	21,000	35,000
特別利益合計	21,000	35,000
特別損失		
固定資産除却損	0	—
特別損失合計	0	—
税引前当期純利益	541,715	1,449,955
法人税、住民税及び事業税	127,212	477,769
法人税等調整額	△7,999	△32,820
法人税等合計	119,212	444,949
当期純利益	422,503	1,005,005

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	963, 230	1, 352, 321	95, 460	39, 759	1, 876, 000	863, 830	2, 875, 049
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△2, 491		2, 491	－
剰余金の配当						△54, 603	△54, 603
当期純利益						422, 503	422, 503
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△2, 491	－	370, 390	367, 899
当期末残高	963, 230	1, 352, 321	95, 460	37, 268	1, 876, 000	1, 234, 220	3, 242, 948

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△17,342	5,173,258	39,311	5,212,569
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△54,603		△54,603
当期純利益		422,503		422,503
自己株式の取得	△54	△54		△54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			6,835	6,835
当期変動額合計	△54	367,844	6,835	374,680
当期末残高	△17,396	5,541,103	46,146	5,587,250

当事業年度（自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	963, 230	1, 352, 321	95, 460	37, 268	1, 876, 000	1, 234, 220	3, 242, 948
会計方針の変更による累積的 影響額						△40, 757	△40, 757
会計方針の変更を反映した当期 首残高	963, 230	1, 352, 321	95, 460	37, 268	1, 876, 000	1, 193, 462	3, 202, 190
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△2, 547		2, 547	—
剰余金の配当						△81, 904	△81, 904
当期純利益						1, 005, 005	1, 005, 005
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	△2, 547	—	925, 648	923, 100
当期末残高	963, 230	1, 352, 321	95, 460	34, 720	1, 876, 000	2, 119, 111	4, 125, 291

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
当期首残高	△17, 396	5, 541, 103	46, 146	5, 587, 250
会計方針の変更による累積的 影響額		△40, 757		△40, 757
会計方針の変更を反映した当期 首残高	△17, 396	5, 500, 345	46, 146	5, 546, 492
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△81, 904		△81, 904
当期純利益		1, 005, 005		1, 005, 005
自己株式の取得	△332	△332		△332
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）		—	△18, 150	△18, 150
当期変動額合計	△332	922, 768	△18, 150	904, 618
当期末残高	△17, 729	6, 423, 114	27, 996	6, 451, 110

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② 関連会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

- ① 製品・仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～60年
機械及び装置	4年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、市販販売用のソフトウェアについては市場における見込有効期間（3年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

(3) 投資損失引当金

関係会社への投資等に対する損失に備えるため、健全性の観点から、財務状況等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 製品保証引当金

無償保証契約や瑕疵担保責任などによって、一定期間発生する保証費用に備えて見積り額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、電子機器事業、繊維機器事業、医療機器事業に関連する製品の製造及び販売を主な事業としており、これらの製品販売については、顧客との契約の中で当社が据付の義務を負う製品は据付が完了した時点、また、据付の義務を負わない製品、パーツ販売、その他の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷した時点で収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

また、製品の販売契約において、保証期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理を行う等の製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末において、繰延税金資産 327,587千円（前事業年度末 268,964千円）を貸借対照表に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

2. 製品保証引当金の計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末において、製品保証引当金 128,015千円を貸借対照表に計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）2. 製品保証引当金の計上」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計基準を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上原価は69,404千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ69,404千円減少しています。また、繰越利益剰余金の当期首残高は40,757千円減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

連結財務諸表「注記事項 追加情報 (新型コロナウイルス感染症の影響について)」に記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
建物	899,497千円	856,732千円
土地	667,258	667,258
計	1,566,756	1,523,991

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期借入金	1,100,000千円	1,400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	194,996	132,496
長期借入金	292,508	160,012
奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県 に対する借入金	9,138	—
計	1,596,642	1,692,508

なお、上記担保提供資産のうち、前事業年度の建物899,497千円、当事業年度の建物856,732千円、前事業年度及び当事業年度の土地667,258千円については、銀行借入金の担保に供しております。

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期金銭債権	152,066千円	393,317千円
短期金銭債務	3,548	8,727

3 保証債務

次の奈良県ハイテク工場団地協同組合について、奈良県からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
奈良県ハイテク工場団地協同組合	9,138千円	一千円

4 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
当座貸越極度額	1,800,000千円	4,300,000千円
借入実行残高	1,200,000	1,500,000
差引額	600,000	2,800,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	122,239千円	433,891千円
仕入高	3,520	204,396
営業取引以外の取引による取引高	218	—

(有価証券関係)

前事業年度（2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2022年9月30日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損否認	114,696千円	118,388千円
賞与引当金	56,344	92,632
減損損失否認	38,310	38,300
投資損失引当金否認	37,805	27,144
貸倒引当金	8,918	17,837
製品保証引当金	—	38,993
未払事業税	12,289	22,894
税務上の繰越欠損金	50,518	—
その他	34,814	47,182
繰延税金資産小計	353,699	403,373
評価性引当額	△50,267	△50,474
繰延税金資産合計	303,431	352,898
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15,841	7,891
資産除去債務に対応する除去費用	1,809	1,722
固定資産圧縮積立金	16,816	15,698
繰延税金負債合計	34,467	25,311
繰延税金資産の純額	268,964	327,587

(表示方法の変更)

前事業年度の「繰延税金資産」の「その他」に含めていた「貸倒引当金」及び「未払事業税」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えをおこなっております。

この結果、前事業年度の「繰延税金資産」に表示していた「その他」56,023千円は、「貸倒引当金」8,918千円、「未払事業税」12,289千円、「その他」34,814千円として組替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
法定実効税率	30.5%	法定実効税率と税効果
(調整)		会計適用後の法人税等の
住民税均等割	0.5	負担率との間の差異が法
評価性引当額	△8.3	定実効税率の100分の5
外国税額控除	△0.2	以下であるため注記を省
その他	△0.5	略しております。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.0	

(収益認識関係)

顧客との契約による収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	1,012,175	9,684	—	62,275	959,584	2,756,947
	構築物	36,664	1,193	—	4,122	33,735	339,611
	機械及び装置	72,436	37,750	—	17,271	92,914	316,066
	車両運搬具	0	—	—	—	0	2,642
	工具、器具及び備品	48,997	28,872	313	35,700	41,856	785,676
	土地	781,479	—	—	—	781,479	—
	リース資産	21,836	—	—	10,502	11,333	99,429
	計	1,973,588	77,501	313	129,872	1,920,903	4,300,373
無形固定資産	ソフトウェア	27,518	3,450	—	16,613	14,354	66,169
	特許権	750	—	—	250	500	1,500
	その他	3,452	—	—	—	3,452	—
	計	31,720	3,450	—	16,863	18,307	67,669

(注) 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

機械及び装置 平面測定解析装置 37,750千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	29,280	29,280	—	58,560
投資損失引当金	124,114	—	35,000	89,114
賞与引当金	184,979	304,111	184,979	304,111
役員賞与引当金	40,000	50,000	40,000	50,000
製品保証引当金	—	128,015	—	128,015

(注) 投資損失引当金は、子会社である高鳥(常熟)精密機械有限公司に対してであります。

投資損失引当金の当期減少額は、子会社である高鳥(常熟)精密機械有限公司の業績が好調に推移したことに伴い、引当金を取り崩したものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL http://www.takatori-g.co.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第65期）（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）2021年12月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年12月27日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第66期第1四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月10日近畿財務局長に提出

（第66期第2四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月13日近畿財務局長に提出

（第66期第3四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月5日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月21日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

暁監査法人

兵庫県西宮市

代表社員 公認会計士 中井 学
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松島 秀典
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトリ及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(製品保証引当金の見積計上)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社タカトリ及びその連結子会社は、当連結会計年度の貸借対照表において、製品保証引当金127,936千円が計上されている。 製品保証引当金は、主に株式会社タカトリ及びその連結子会社における過去の製品等の売上高に対するクレーム発生費用の実績率を基礎として見積られるが、当該製品保証引当金に含まれるクレーム発生費用の予測には不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が製品保証引当金の計上額に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、経営者による製品保証引当金の計上に関する判断が、当連結会計年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、株式会社タカトリ及びその連結子会社の製品保証引当金の計上に関する判断の妥当性を確認するために、同社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、同社の判断に対して、主に以下の手続を実施した。 ・ 経営者が使用したデータ及び当監査法人が独自に設定した仮定に基づき、合理的な製品保証引当金の見積りの許容範囲を設定し、経営者が算定した債務との比較の実施 ・ 見積りに使用された重要な仮定の決定や基礎データに関連する内部統制の整備及び運用状況の適切性に関する検証手続 ・ 経営者が使用した重要な仮定の合理性の評価を含む製品保証引当金の見積方法と、基礎データの網羅性と正確性についての検証手続

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タカトリの2022年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社タカトリが2022年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

暁監査法人

兵庫県西宮市

代表社員 公認会計士 中井 学
業務執行社員

代表社員 公認会計士 松島 秀典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの2021年10月1日から2022年9月30日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカトリの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

製品保証引当金の見積計上

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(製品保証引当金の見積計上)と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年12月26日
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 誠
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 増田誠は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社および連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結子会社を除き、本社及び本社工場を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の勘定科目について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年12月26日
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 誠
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 増田誠は、当社の第66期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。